

# 施 工 条 件 明 示 書

## 1 工程関係

(1) 本工事の工程に影響がある項目は下記のとおりである。

項 目	内 容
1) 着手時期	トンネル坑口部までの土工事である「高速5号線道路新設工事(中山 IC)」(以下「前工事」という。)の完成後の現地着手となる。なお、具体的な現地着手時期については、発注者と受注者及び前工事の受注者と別途協議するものとする。

(2) 工期には(1)に関する期間を準備期間として見込んでおり、その状況によって工事工程への影響が懸念される場合は、発注者と受注者で別途協議するものとする。

## 2 用地関係

(1) 工事用道路

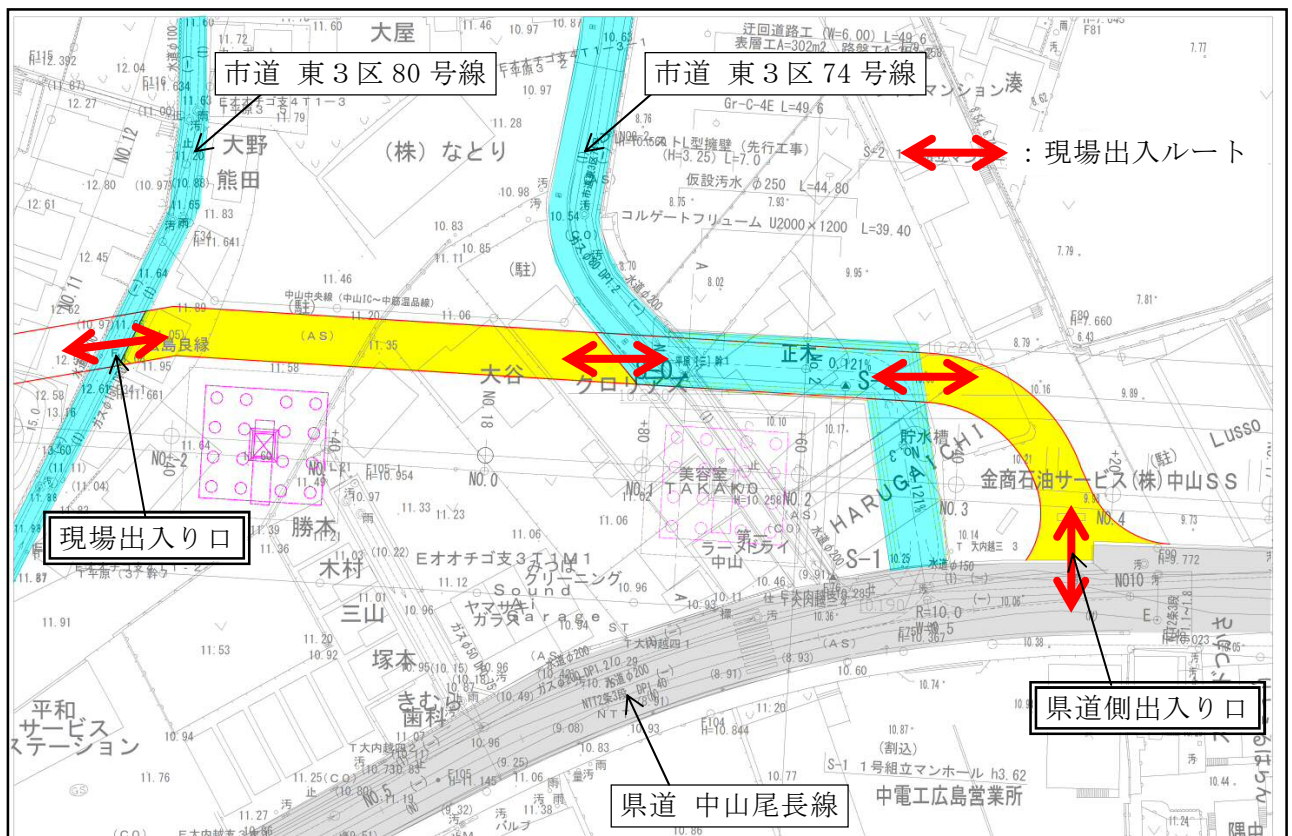
広島市事業用地内(市道東3区80号線から市道東3区74号線を経て県道中山尾長線までの間)に工事用道路(幅員6.0m、延長110.0m)を設置している。工事用道路に関する広島市事業用地の使用については、発注者により使用手続きを行う。

## 3 工事用道路関係

(1) 工事用道路

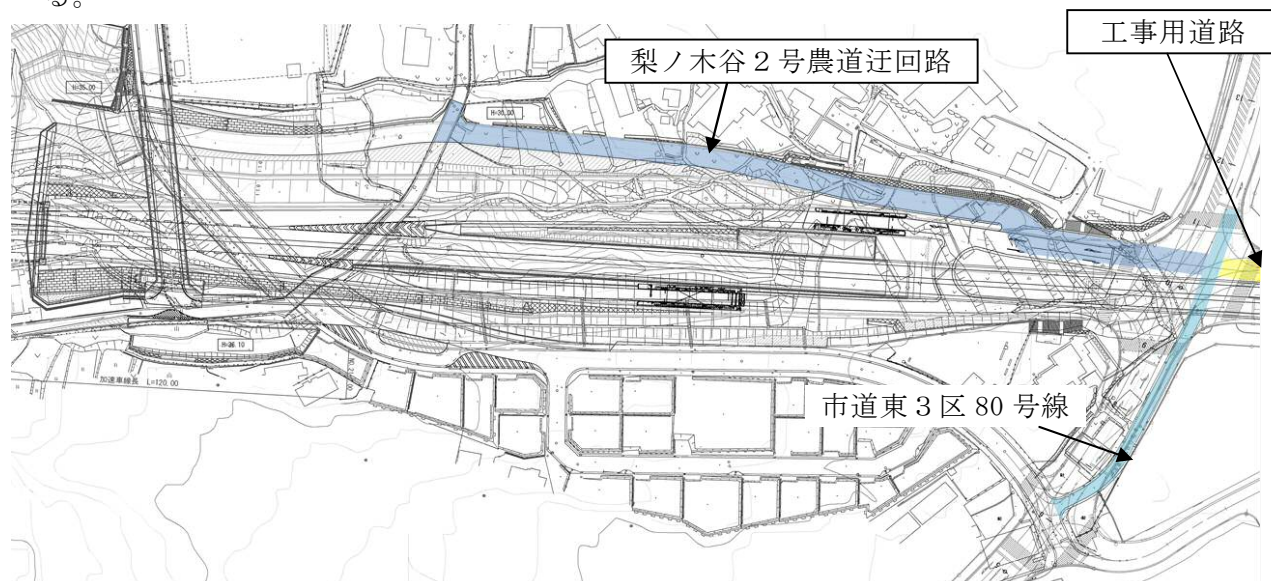
現場への出入りは広島市事業用地内(市道東3区80号線から市道東3区74号線を経て県道中山尾長線までの間)に設置している工事用道路(幅員6.0m、延長110.0m)を利用すること。ただし、特記仕様書第17条第2項に記載している広島市道路交通局街路課発注の「温品二葉の里線中山高架橋(仮称)下部工事(その1)」において、県道中山尾長線の付替工事が予定されているため、県道付替えに伴う出入り口の変更は、関係者と別途調整すること。なお、出入り口の変更に係る費用については、設計変更の対象とし、工事終了後の工事用道路の処置については、別途指示する。

また、県道中山尾長線の中山踏切～尾長西一丁目交差点までの区間は、大型貨物自動車等通行止めの時間規制区間(7:00～8:30)である。



(2) 工事用道路等の維持管理

工事用道路及び農道迂回路(梨ノ木谷2号農道迂回路)について、現地着手以降の工期中は、工事区域内として維持管理を行うこと。なお、維持管理に要した費用については、設計変更する。



(3) 工事用道路への出入

一般道路から工事用道路への出入は、左折退場・左折入場を原則とする。なお、地元、関係機関等との協議でこれ以外の出入が認められた場合及び工事用道路の形状変更により進入方法が変更となる場合は、監督員と協議すること。

#### 4 仮設備関係

(1) 仮設物の引き継ぎ

現地に設置している万能塀等の仮設物については、必要に応じて前工事から引き継ぎ使用することとし、具体的な内容については前工事の受注者と調整すること。なお、引き継いだ仮設物の費用は、前工事の受注者が任意設置しているものを除き、設計変更の対象とする。